

京都市告示第 236 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 9 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西七条経17号線	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町16番地の1地先から	旧	メートル 47.20	メートル 3.70 ~ 6.35
	同町20番地の35地先まで	新	47.20	3.80 ~ 6.50
西七条緯24号線	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町20番地の35地先内	旧	7.40	6.10 ~ 9.30
		新	5.70	6.10 ~ 11.00

(建設局土木管理部道路明示課)